

## 配水管等分岐部から水道メーターまでの施工基準

(目的)

第1条 この基準は、池田市水道事業給水条例（平成9年12月11日条例第38号。以下「条例」という。）第8条に規定する配水管等への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の施工に関して必要な事項を定めることにより、当該業務の適正な執行を図ることを目的とする。

(材料の規格)

第2条 この基準による材料の規格は、次のとおりとする。

(1) 引込口径  $\phi 20 \text{ mm} \sim \phi 50 \text{ mm}$

① サドル付分水栓

穿孔口径  $\phi 20 \text{ mm} \sim \phi 50 \text{ mm}$  A形（ボール式）ねじ式（JWWA B 117）

② 防食コア

インサート工法（コア密着型）

③ 防食フィルム

サドル付分水栓用防食フィルム（ポリエチレンフィルム）

④ ポリエチレン管用金属継手

水道用ポリエチレン管金属継手（JWWA B 116）

⑤ ポリエチレン管

水道用ポリエチレン二層管（1種・軟質）（JIS K 6762）

⑥ 止水栓（道路上に設置する必要がある場合）

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が承認したもの

・  $\phi 20 \text{ mm} \sim \phi 25 \text{ mm}$

甲型ボール止水栓（平行おねじ形、ロングスピンドル、スピンドルキャップ付）

・  $\phi 30 \text{ mm} \sim \phi 50 \text{ mm}$

青銅製ソフトシール仕切弁（平行おねじ形、ロングスピンドル、スピンドルキャップ付）

⑦ 直結止水栓

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

- ・  $\phi 13 \text{ mm} \sim \phi 40 \text{ mm}$

副弁付直結止水栓（流量調整型、伸縮付、逆止機能付）

- ・  $\phi 50 \text{ mm}$

副弁付直結止水栓（流量調整型、伸縮付、逆止機能付、フランジ型）

⑧ 流量調整器（ $\phi 50 \text{ mm}$ 以上のメーターで受水槽式の場合に設置）

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

⑨ 水道メーター

上下水道部から貸与する

⑩ 調整管（標準管、短管）（ $\phi 50 \text{ mm}$ 以上のメーターの場合）

上下水道部から支給する

⑪ メーターボックス（ $\phi 40 \text{ mm}$ までのメーターの場合）

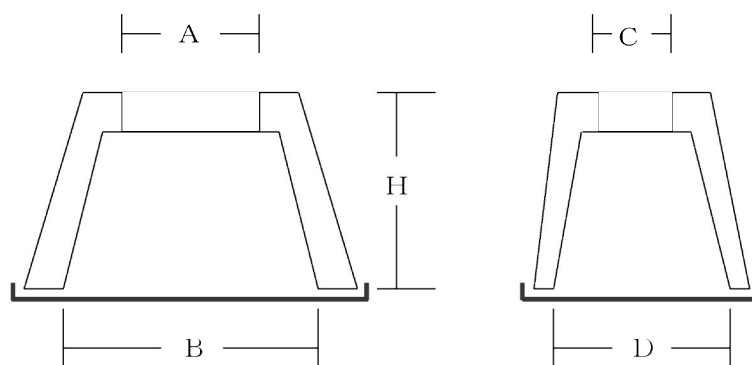
- ・ 材質

蓋はFRPとし、本体はABS又はFRPとする。メーター設置位置は、車両の出入りがなく、メーターボックス損傷の恐れがない位置を原則とするが、やむを得ず車両が載る位置に設置し、蓋等が損傷する可能性が高い場合は、構造・材質等について別途考慮する。

- ・ 構造

リブ構造で沈下防止措置が施されていること、蓋は胴の突起部へのはめ込み式とし、開閉が自在であること

- ・ 寸法(単位mm)



メーターボックス		横断面寸法 (mm)		縦断面寸法 (mm)		高さ (mm)
		A	B	C	D	H
φ 13mm	S	340~350	410~420	180~220	260~290	150~180
φ 20・φ 25mm	M	420~450	490~520	200~220	280~300	180~200
φ 30・φ 40mm	L	500	580	270	350	200
φ 50mm		別紙メーター設置詳細図による				

・その他

市章は入れなくてもよいが他の市町村章の入ったものは禁止する。蓋の裏に金属板等が取り付けられていること。色は原則として黒とする。蓋には「水道」、「水」、「量水器」又は「メーター」の文字があること。

⑫ メーターボックス（φ 50 mmのメーターの場合）

φ 50 mm以上のメーターボックスは別紙メーター設置詳細図による

(2) 引込口径 φ 50 mm（不断水工法、分岐口径 φ 75 mm）

① 不断水用割T字管

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

② 防食フィルム

防食フィルム（ポリエチレンフィルム）

③ 合フランジ

防錆形（フランジ部分はF C D、ねじ込み部分はC A C 406）、エポキシ樹脂粉体塗装（J W W A G 112）

④ 芯金入りフランジパッキン（J W W A K 156）

⑤ 仕切弁

水道用ソフトシール仕切弁（J W W A B 120）

⑥ ポリエチレン管用金属継手

水道用ポリエチレン管金属継手（J W W A B 116）

⑦ ポリエチレン管

水道用ポリエチレン二層管（1種・軟質）（J I S K 6762）

⑧ 止水栓（道路上に設置する必要がある場合）

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

青銅製ソフトシール仕切弁（平行おねじ形、ロングスピンドル、スピンドルキャップ付）

⑨ 直結止水栓

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

副弁付直結止水栓（流量調整型、伸縮付、逆止機能付、フランジ型）

⑩ 流量調整器（ $\phi 50$  mm以上のメーターで受水槽式の場合に設置）

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

⑪ 水道メーター

上下水道部から貸与する。

⑫ 調整管（標準管、短管）（ $\phi 50$  mm以上のメーターの場合）

上下水道部から支給する

⑬ メーターボックス

$\phi 50$  mm以上のメーターボックスは別紙メーター設置詳細図による

(3) 引込口径  $\phi 50$  mm（切取り工法、分岐口径  $\phi 75$  mm）

① 切取用T字管

J W W A G 112、 121

② 防食フィルム

防食フィルム（ポリエチレンフィルム）

③ 合フランジ

防錆形（フランジ部分はF C D、ねじ込み部分はC A C 406）、エポキシ樹脂粉体塗装（J W W A G 112）

④ 芯金入りフランジパッキン（J W W A K 156）

⑤ 仕切弁

水道用ソフトシール仕切弁（J W W A B 120）

⑥ ポリエチレン管用金属継手

水道用ポリエチレン管金属継手(JWWA B 116)

⑦ ポリエチレン管

水道用ポリエチレン二層管(1種・軟質)(JIS K 6762)

⑧ 止水栓(道路上に設置する必要がある場合)

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

青銅製ソフトシール仕切弁(平行おねじ形、ロングスピンドル、スピンドルキャップ付)

⑨ 直結止水栓

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

副弁付直結止水栓(流量調整型、伸縮付、逆止機能付、フランジ型)

⑩ 流量調整器(φ50mm以上のメーターで受水槽式の場合に設置)

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

⑪ 水道メーター

上下水道部から貸与する

⑫ 調整管(標準管、短管)(φ50mm以上メーターの場合)

上下水道部から支給する

⑬ メーターボックス

φ50mm以上のメーターボックスは、別紙メーター設置詳細図による

(4) 引込口径φ75mm(不断水工法)

① 不断水用割T字管

公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの

② 防食フィルム

防食フィルム(ポリエチレンフィルム)

③ 芯金入りフランジパッキン(JWWA K 156)

④ 仕切弁

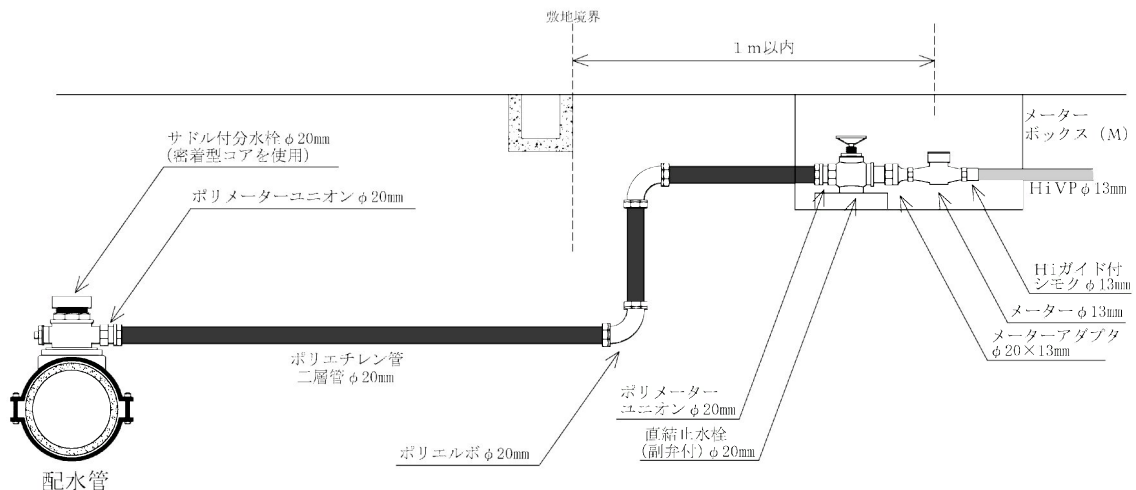
水道用ソフトシール仕切弁(JWWA B 120)

- ⑤ 水道用GX形ダクタイトイル鋳鉄管（JWWA G 120）  
水道用ダクタイトイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）S種管（溝切りを行う場合は1種管を使用する）
- ⑥ 水道用GX形ダクタイトイル鋳鉄異形管（JWWA G 121）  
水道用ダクタイトイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）
- ⑦ 水道用ダクタイトイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ（JWWA K 158）
- ⑧ ゴム輪（JWWA K 156）
- ⑨ 流量調整器（ $\phi 50\text{mm}$ 以上のメーターで受水槽式の場合に設置）  
公益社団法人日本水道協会又は第三者認証機関の検査合格品で、管理者が承認したもの
- ⑩ 水道メーター  
上下水道部から貸与する
- ⑪ 調整管（標準管、短管）（ $\phi 50\text{mm}$ 以上のメーターの場合）  
上下水道部から支給する
- ⑫ メーターボックス  
 $\phi 50\text{mm}$ 以上のメーターボックスは別紙メーター設置詳細図による（施工標準図）

第3条 この基準による給水装置標準図は、次のとおりとする。

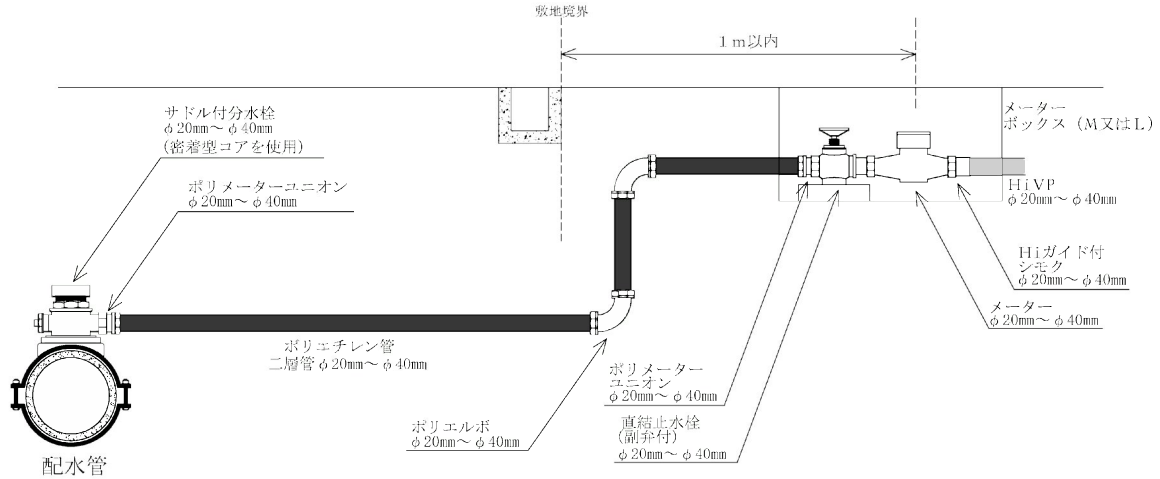
(1) サドル付分水栓による分岐

- ①  $\phi 20\text{mm}$ 分岐の場合（メーターは $\phi 13\text{mm}$ 、畑や公園等）



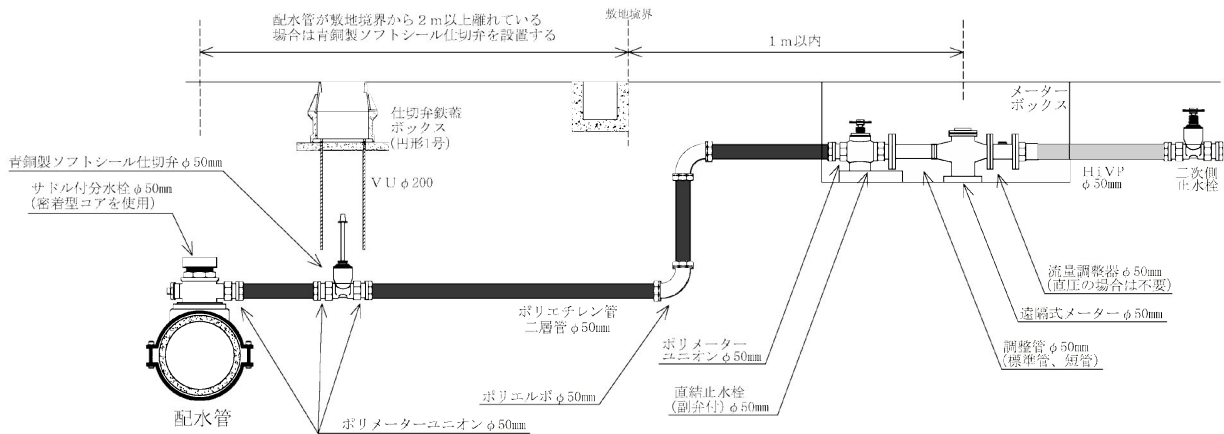
② φ 20 mm～φ 40mm 分岐の場合

φ 20～40mm 分岐で受水槽方式の場合は、流量調整器付の直結止水栓を設置する。



③ サドル付分水栓による φ 50mm 分岐の場合

φ 50mm 以上のメーターについては、電子式メーター（遠隔指示式）のため、付属品を支給する。受信部取付工事、配線工事が必要となる。

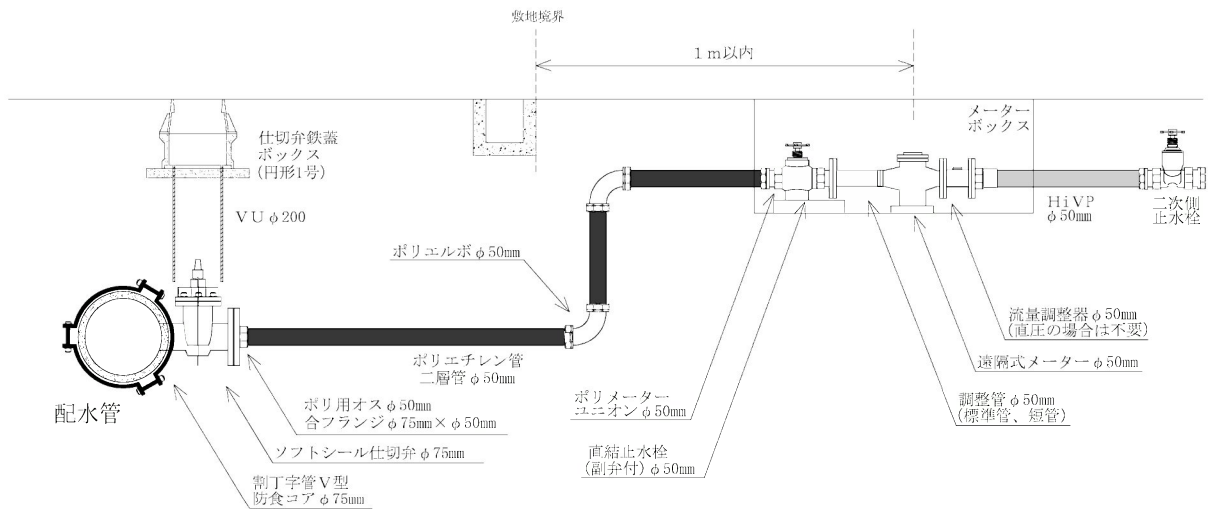


(2) 不断水用割T字管による φ 50 mm分岐 (分岐口径 φ 75 mm)

仕切弁以降をポリエチレンパイプで施工する場合

φ 50mm 以上のメーターについては、電子式メーター（遠隔指示式）のため、

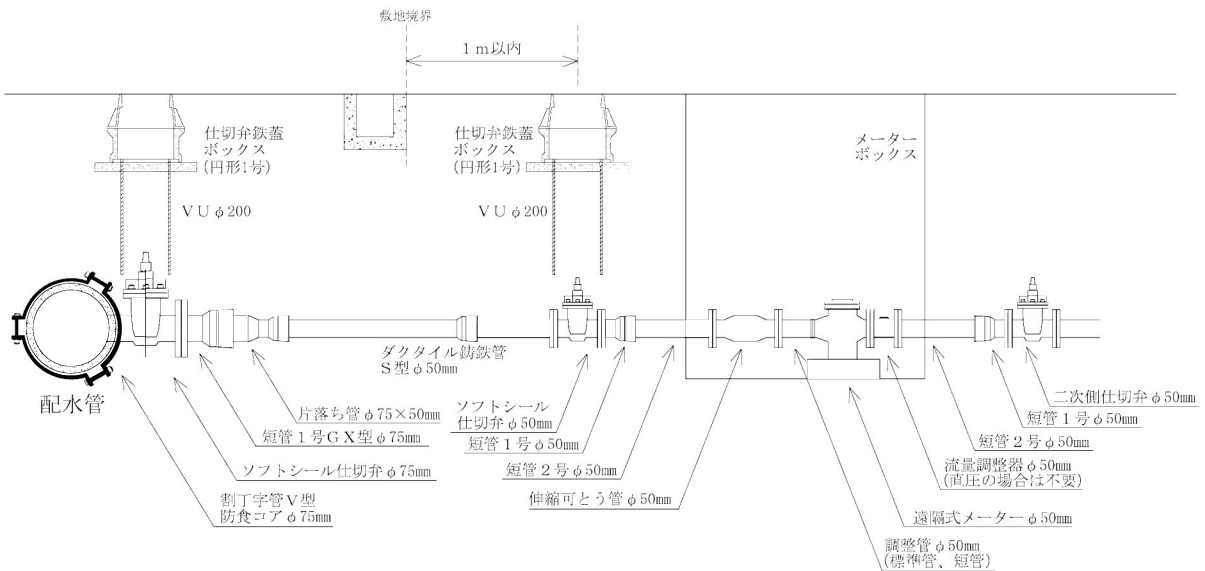
付属品を支給する。受信部取付工事、配線工事が必要となる。



(3) 不断水用割T字管によるφ50mm分岐 (分岐口径φ75mm)

仕切弁以降をダクタイル鋳鉄管で施工する場合

φ50mm以上のメーターについては、電子式メーター(遠隔指示式)のため、付属品を支給する。受信部取付工事、配線工事が必要となる。

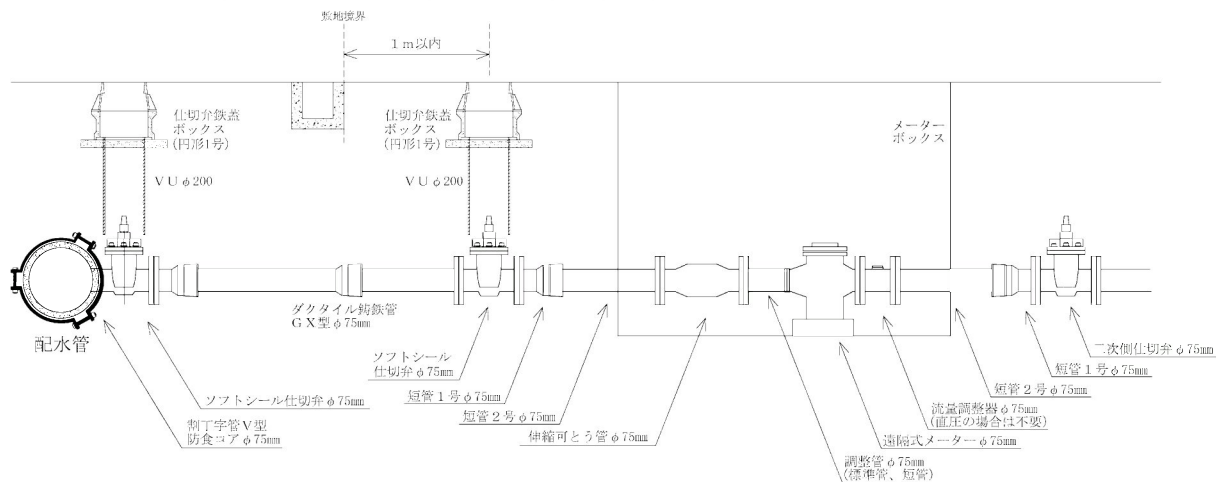


(4) 不断水用割T字管によるφ75mm分岐

φ50mm以上のメーターについては、電子式メーター(遠隔指示式)のため、



付属品を支給する。受信部取付工事、配線工事が必要となる。



(ボックス類の寸法)

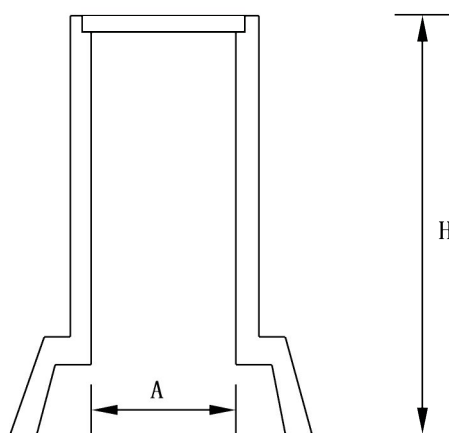
第4条 第2条第1項第11号に示したメーターボックス以外のボックス類の寸法は、次のとおりとする。

(1) 止水栓ボックス

① 材質

- ・ 蓋 FCD
- ・ 本体 ABS

② 寸法(単位mm)



	内腔寸法 (mm)	
	A	H
止水栓ボックス	100~120	300~550

③ その他

蓋には「水」のマーク、「止水栓」の文字があること。

## (2) 大口径メーターボックス

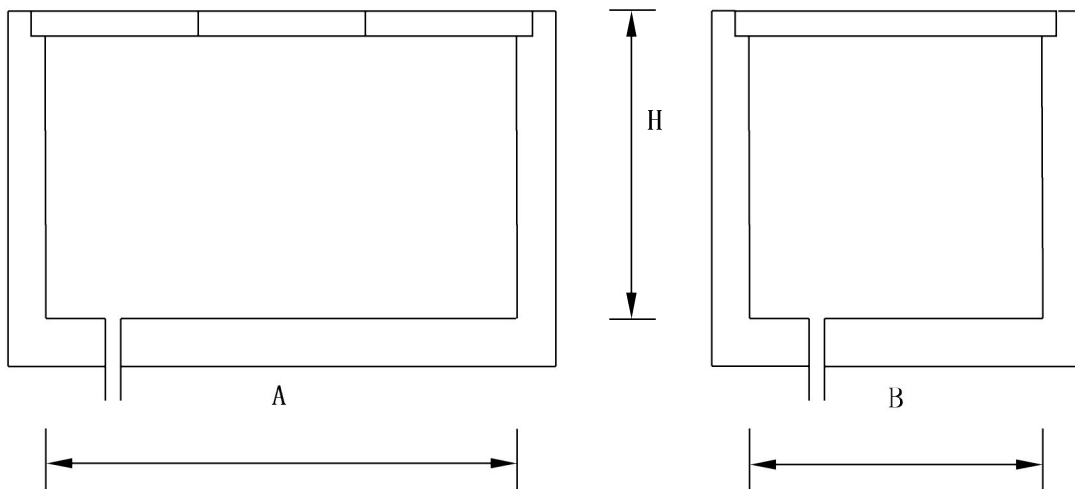
### ① 材質

- ・ 蓋 縞鋼板製、樹脂製又はダクタイト製とする
- ・ 本体 コンクリート現場打ち又は特殊強化樹脂製の既製品とする

### ② 構造

コンクリート現場打ちのときは壁厚 15 cm以上とし、水抜きを設置する。

### ③ 寸法 (単位mm)



メーターボックス	横断面寸法 (mm)	縦断面寸法 (mm)	高さ (mm)
	A	B	H
φ 50mm	1100~1200	650~700	600~800
φ 75mm	1300~1400	700~750	1000~1200
φ 100mm	1400~1500	700~750	1000~1200

### ④ その他

蓋については設置する場所により異なるので、事前に上下水道部と協議する。メーターボックス内のメーター等の配置の詳細については、事前に上下水道部と協議する。

(配水管の穿孔)

第5条 配水管の穿孔作業は、配水管の表面清掃を充分行なったのち、サドル付分水栓を確実に固定し、電動穿孔機（手動式でもよい）により穿孔する。

また、穿孔時にドレーンホースで切粉を確実に排出する。カラ（水をはって  
いない状態）の管への穿孔は禁止する。水道法施行令第6条に規定する給水  
装置の構造及び材質の基準を遵守する。

（密着型コアの取付け）

第6条 密着型コアは変形しやすいので管理を充分に行い、作業はコアが変形  
していないか確認の後、丁寧に施工する。

（メーターボックスの設置）

第7条 メーターボックスの設置位置に関しては、宅地内（所有地内）1m以  
内の玄関側に設置することを原則とし、検針、止水、取替え、修繕に支障が  
ないこと。メーターボックスの周辺は土又はモルタルで固定し、漏水修繕等  
による掘削及び復旧が容易なものとする。また、メーターボックスの上部に  
化粧蓋等を設置してはならない。

（遠隔式水道メーターを設置する場合に支給する付属品）

第8条 φ50mm以上の遠隔式水道メーターを設置する場合に、上下水道部から  
支給する付属品は次のとおりである。

(1) 遠隔式水道メーターと同封されている物

- ① 芯金入りフランジパッキン
- ② T頭ボルト・ナット
- ③ 受信器
- ④ ヴィクトリックジョイント

(2) 調整管

- ① 標準管（ゴールド）
- ② 短管（グレー）

調整長さによって使い分ける

(3) カウンターポール、基礎

(4) 蛇腹管

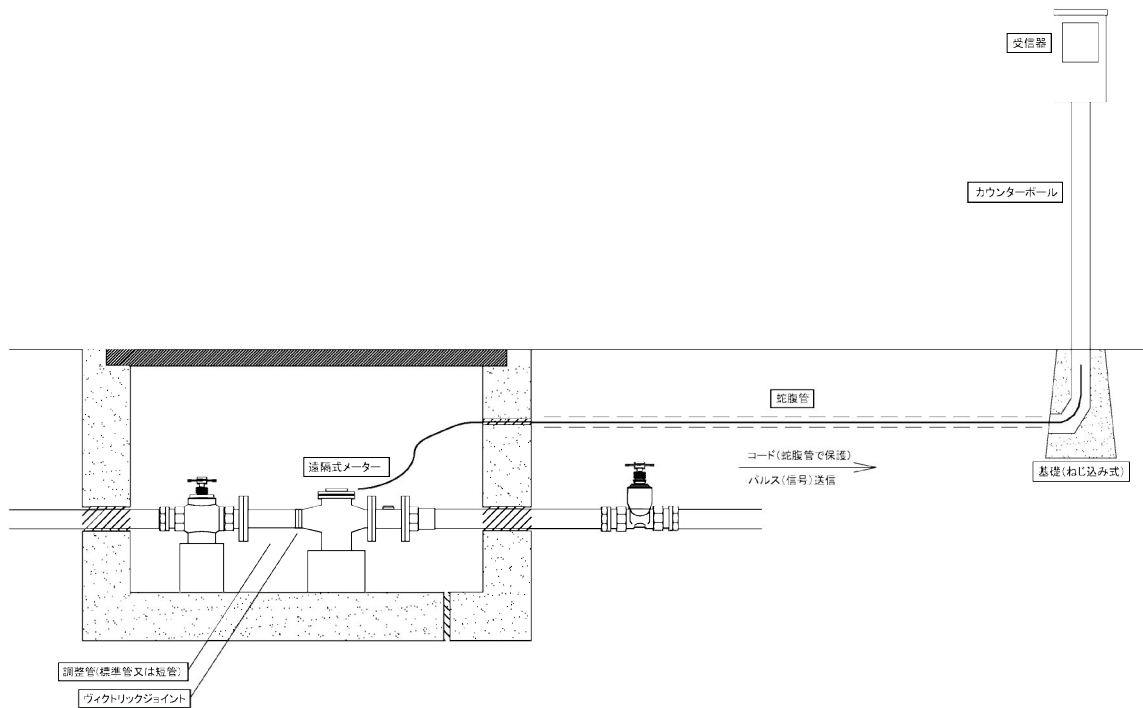
必要な長さで切断して支給する

2 遠隔式水道メーターのコード長は15mであるが、それ以上の長さが必要な  
場合は結線による延長が必要である。延長距離が長くなると結線が増え、コ  
ード不良やパルス信号の送信不備等が生じるため、一本のコードとなるよう、

設置場所を調整することが望ましい。

3 コードを延長する場合は仕様に注意すること。

- (1) 3芯キャプタイヤコード
- (2) 導体断面積 0.5mm<sup>2</sup>
- (3) 仕上り外径 6.5mm



カウンターポール、受信器等の配置例

(施工)

第9条 施工に関して、給水装置工事主任技術者は水道法、水道法施行令、条例等関係法令を遵守するとともに、上下水道部と工法、工期、その他施工上の条件について事前に協議し、必要なときは他の関係機関とも協議する。

(附則)

この基準は、昭和46年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、昭和47年6月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

(附則)

この基準は、平成25年5月1日から施行する。

(附則)

この基準は、令和2年10月1日から施行する。